

鳥取県中小企業団体中央会 会長 常田 禮孝 様

日頃から労働行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっており、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）において、対応の強化が求められています。

このため、鳥取労働局においては、昨年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、過重労働や賃金不払残業に係る重点的な監督指導を行ったところです。

この結果、「過重労働重点監督月間」において監督指導を行った 46 事業場のうち、87.0%の事業場に何らかの労働関係法令違反が認められました。これは、全国の違反率の 82.0%を 5 ポイント上回る数値です。

さらに、違反の内訳を見ると、労働時間（違反率 58.7%）、健康診断（違反率 47.8%）に係る違反が高率であり、基本的な義務である労働条件の明示（違反率 13.0%）に関する違反も依然として見られる状況にありました。

いかなる経済情勢にあっても、労働関係法令がないがしろにされることは本来あってはならず、若者を始めとして、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが重要であることから、貴会におかれましても、下記要請の趣旨を御理解いただき、労使を始めとした全ての関係者が一体となった取組が推進されるよう、傘下企業に対して周知啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、傘下企業への周知に当たっては、別添リーフレットも御活用くださいますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 過重労働による健康障害の防止対策の徹底
- 2 労働時間の適正な把握と賃金不払残業の解消
- 3 労働者に対する健康診断の適正な実施
- 4 労働条件の明示の義務及び意義の周知啓発の実施
- 5 「若者応援企業宣言」の取組についての積極的な周知

平成 26 年 1 月 14 日

鳥取労働局長 矢澤 由宗

